

入札告示

札幌市告示第 15 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 6 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1-5 札幌市菊水分庁舎
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課システム総括係
電話 011-826-6713

2 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（住民税等）	一式
基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（固定資産税）	一式
基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（その他税）	一式
基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（住記等）	一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 入札説明書に添付する業務仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

上記 2 (1) の業務について、本市が提示する予定数量（「帳票保管及び帳票在庫管理業務」及び「搬送業務」は、1 か月の数量を 1 とする。）に入札者が見積もった単価を乗じて得られた各金額の総額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てないものとする。）により行うものとする。

入札書提出の際には、入札価格の算出基礎として、積算内訳書を入札書に添付し、入札者（代理人が入札する場合は受任者）の印で割印すること。積算内訳書に記載する単価は、「帳票保管及び帳票在庫管理業務」と「搬送業務」は円の単位、「帳票出力業務」及び「事後処理業務」の単価については銭の単位（1 円の 100 分の 1）まで記載し、1 円未満の端数金額を含めた総額が入札書に記載された金額と一致すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「製造業」の「出版・印刷業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記4(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 デジタル戦略推進局情報システム部ホームページの一般競争入札等情報（https://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/1_ippan_kyousou.html）からダウンロードすることができる。
- (3) 入札書の受領期限
令和7年2月27日（木）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年2月28日（金）10時00分
札幌市菊水分庁舎2階会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8号各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうち下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出し、本市が指定する期間内に実地調査を受けなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合や

実地調査を受けられない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured:

- Backbone System Variable Data Printing on Forms and Post-processing Services (Residence Tax, etc.):1set
- Backbone System Variable Data Printing on Forms and Post-processing Services (Fixed Assets Tax) :1set
- Backbone System Variable Data Printing on Forms and Post-processing Services (Other Taxes):1set
- Backbone System Variable Data Printing on Forms and Post-processing Services (resident registry, etc.):1set

(2) Time limit for tender:16:00 on February 27(Thu), 2025

(3) Contact point for the notice: System Maintenance Section, Data Management System Department, Digital Strategy & Promotion Bureau, Sapporo Municipal Government , Kikusui 1-jo 3-chome 1-5 , Shiroishi-ku , Sapporo 003-0801 Japan. TEL 011-826-6713